

(別表 1)

本規則第 1 4 条各号の規定に基づく手数料

種類	通知または開示の実施の方法		通知または開示実施手数料の額	
<p>文書または 図画</p>	<p>閲覧</p>	<p>当該文書または 図画等の閲覧</p>	<p>法第 1 4 条第 1 号または第 2 号に規定 する手数料とする</p>	
	<p>写しの交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当該文書または図画を複写機により適切な用紙に複写したものの交付 • 当該文書または図画をスキャナーにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R もしくは DVD-R に複写したものの交付 • 写真等の画像データを CD-R もしくは DVD-R に複写したものの交付 • 当該文書または図画をスキャナーにより読み取ってできた電磁的記録もしくは写真等の画像データ等の電子メールによる交付 • 写真等ご画像データを写真用紙に印画したものの交付 	<p>写機により適切な用紙に複写したものの交付</p>	<p>用紙 1 枚につき 1 0 円</p>
			<p>写機により適切な用紙にカラーで複写したものの交付</p>	<p>用紙 1 枚につき 5 0 円</p>
			<p>スキャナーにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付</p>	<p>CD-R 1 枚につき 1 0 0 円に当該文書または図画 1 ファイルごとに 5 0 円を加えた額</p>
			<p>スキャナーにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付</p>	<p>DVD-R 1 枚につき 1 0 0 円に当該文書または図画 1 ファイルごとに 5 0 円を加えた額</p>
			<p>スキャナーにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる交付</p>	<p>図画 1 ファイルごとに 5 0 円を加えた額 (ただし、1 メガバイトをデータ送信の 1 件当たりの上限単位とする)</p>
			<p>写真等の画像データを CD-R に複写したものの交付</p>	<p>CD-R 1 枚につき 1 0 0 円に写真等の画像データ 1 枚ごとに 5 0 円を加えた額</p>
			<p>写真等の画像データを DVD-R に複写したものの交付</p>	<p>DVD-R 1 枚につき 1 0 0 円に写真等の画像データ 1 枚ごとに 5 0 円を加えた額</p>
			<p>写真等の画像データの電子メールによる交付</p>	<p>写真等の画像データ 1 枚ごとに 5 0 円を加えた額 (ただし、1 メガバイトをデータ送信の 1 件当たりの上限単位とする)</p>
			<p>写真フィルムを写真用紙に印画したものの交付</p>	<p>L 判 (89mm×127mm) 1 枚につき 1 0 0 円</p>
<p>送料等</p>			<p>通知または開示を郵送等による方法にてご希望される場合は、送料実費をご負担いただきます。</p>	